

(別記3)

畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

第1 事業概要

本事業においては、輸出先国やマーケットのニーズ・輸出要件に対応した日本産畜産物を供給するため、流通方法や品質の保持等に係る試験・実証できるものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアム又は協議会であって別記1の事業に取り組む者とする。

第3 対象品目

第1の取組は、要綱第4第5項に規定する畜産5品目を対象とする。

第4 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 推進会議・検討会等の開催
- 2 輸出先国やマーケットのニーズ・輸出要件に対応した日本産畜産物を供給するため必要な流通方法、品質保持、処理方法等に係る試験・実証
- 3 試験・実証に係る報告書の作成

第5 対象となる輸出先国

本事業の対象となる輸出先国は、事業実施主体及び取り組む品目ごとに、別記1の第5に定める輸出先国とする。

第6 成果目標及び目標年度

1 成果目標

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標は、要綱第6第1項の事業実施計画において、事業実施主体が定めるものとする。本成果目標は、第4の事業内容に沿った定量的な目標とする等、事業成果を適正に把握、検証できるように十分考慮して設定することとする。

2 目標年度

事業完了年度の翌年度とする。

第7 成果の普及

事業実施主体は、本事業により取り組んだ実証・試験で得られた成果の普及に努めるものとする。